

長崎労働局発表
令和3年6月28日

長崎労働局 雇用環境・均等室
監理官 池田 秀義
室長補佐 市川 卓也
電話 095 - 801 - 0050

育児休業制度が改正され、より取得しやすくなります！

(育児休業制度の改正について)

育児休業制度の改正について、厚生労働省が発表した。改正の内容は、育児休業の取得要件が緩和され、より取得しやすくなることである。また、育児休業の期間が延長され、育児休業の給付額も引き上げられることとなる。この改正は、育児と仕事の両立を促進し、女性の就業機会の拡大に貢献するものとして期待されている。

この改正は、育児休業の取得要件が緩和され、より取得しやすくなることである。また、育児休業の期間が延長され、育児休業の給付額も引き上げられることとなる。この改正は、育児と仕事の両立を促進し、女性の就業機会の拡大に貢献するものとして期待されている。

この改正は、育児休業の取得要件が緩和され、より取得しやすくなることである。また、育児休業の期間が延長され、育児休業の給付額も引き上げられることとなる。この改正は、育児と仕事の両立を促進し、女性の就業機会の拡大に貢献するものとして期待されている。

イクメンプロジェクト公式サイトからお申込みください（締切：6月29日）

[JWRU_KWOGP_RTQGEV_QJNY_IQLR_UGKPCF](#) [E-LI-871-TE-BE](#)

人事労務担当者・経営者、男性の育児休業に関心のある一般の方

講師：イクメンプロジェクト推進委員会委員

駒崎 弘樹 氏（認定NPO法人フローレンス代表理事）
小室 淑恵 氏（(株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長）
佐藤 俊（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長）

この改正は、育児休業の取得要件が緩和され、より取得しやすくなることである。また、育児休業の期間が延長され、育児休業の給付額も引き上げられることとなる。この改正は、育児と仕事の両立を促進し、女性の就業機会の拡大に貢献するものとして期待されている。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。 ※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。

② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的内容については、**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。**

・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の**複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。**

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めないことを定める予定です。

③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定

改正後

- (新制度とは別に) 分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

改正前

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

企業・団体向け

7月6日(火)開催
参加無料 先着1000名

男性育児休業取得促進オンライン セミナー

厚生労働省の委託事業「イクメンプロジェクト」では、育児・介護休業法が改正されたことを受け、男性の育児休業取得の促進について解説するセミナーをオンラインで開催します。

<p>第一部</p>	<p>改正育児・介護休業法の概要</p> <p>法改正の概要を、厚生労働省から説明します。</p> <p>【担当】 佐藤 俊 雇用環境・均等局職業生活両立課長</p>
<p>第二部</p>	<p>企業・団体が留意すべきポイント</p> <p>今回の法改正がもたらす社会的影響や、企業を取り巻く環境がどのように変化するかなどについて、イクメンプロジェクト推進委員会委員と共に解説します。</p> <p>【講師】 イクメンプロジェクト推進委員会委員 駒崎 弘樹 氏 認定NPO法人フローレンス代表理事 小室 淑恵 氏 (株)ワーク・ライフバランス代表取締役社長 佐藤 俊 雇用環境・均等局職業生活両立課長</p>
<p>開催日時</p>	<p>2021年7月6日(火) 13:00~14:00</p>
<p>参加方法</p>	<p>Zoomによるオンライン開催 (参加無料) 6月29日(火)までにイクメンプロジェクト公式サイトからお申し込みください。※先着1000名 https://ikumen-project.mhlw.go.jp/seminar/ ※当日の配信映像はアーカイブ化し、イクメンプロジェクト公式HPに掲載します。</p> 
<p>参加対象</p>	<p>人事労務担当者・経営者、男性の育児休業に関心のある一般の方であればどなたでもご参加できます。</p>

【お問い合わせ先 (厚生労働省委託事業)】

イクメンプロジェクト セミナー運営事務局 E-mail : seminar-info@ikumen-project.jp



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare